

証券コード 7366

2026年6月10日

(電子提供措置の開始日 2026年6月3日)

株 主 各 位

東京都目黒区上目黒二丁目1番1号

株式会社 L I T A L I C O

代表取締役社長 長谷川 敦弥

第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第6回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しています。

当社ウェブサイト

<https://litalico.co.jp/ir/meeting/>



上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しています。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順にご選択のうえ、ご覧ください。

お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月24日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
中目黒G Tタワー16階（会場受付16階）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第6期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第6期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人とする場合に限られます。この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要になります。

議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面又は電磁的方法により当社にご通知ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

（株主様へお願い）

- ・株主総会当日までに変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://litalico.co.jp/ir/meeting/>）に掲載させていただきます。
- ・例年同様に会場を外部会場とせず、当社会議室とさせていただきます。そのため会場の都合から、株主様を多数収容することが困難な状況となっています。
- ・本定時株主総会においては、当日、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明、及び、本目的事項に直接関連のないご質問への対応は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知及び電子提供措置事項にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ・株主総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、同ウェブサイトに掲載させていただきます。

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは「障害のない社会をつくる」というビジョンのもと、2005年の設立時より障害福祉領域において事業を展開してまいりました。現在全国約400の施設で学び、就労、生活、老後を支援するサービスを提供しています。加えて、プログラミング等一般教育分野への展開も進めています。さらに、これらの施設運営で培ってきたノウハウを活用し、障害福祉領域におけるインターネットプラットフォームサービスを展開しています。自社運営の施設サービスとインターネットプラットフォーム事業を組み合わせることで、より高品質のサービスをより多くの方々へ提供し、ビジョンの実現を目指しています。

当社グループは個人向けサービスとしてLITALICOワークス、LITALICOジュニアスタンダードコース、LITALICOジュニアパーソナルコース、LITALICOジュニア訪問看護、LITALICOワンダー、LITALICOライフ、LITALICOレジデンス、LITALICOホームケア、LITALICO高等学院等のサービスを、また施設や従事者向けのインターネットプラットフォームサービスとしてLITALICO発達ナビ、LITALICO仕事ナビ、LITALICOキャリア等のサービスを運営しています。

LITALICOワークスは、働くことに障害のある方への就労支援サービスで、PCスキルや履歴書添削など職業訓練や企業の人事担当者との調整等を行います。また、就職した方の職場定着をサポートするサービスも提供しています。1988年に1.6%で設定された法定雇用率は段階的に引き上げられ、2024年4月には2.5%となりました。また、2018年に障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わる等、障害者雇用における社会的要請は年々強まっています。しかしながら、2025年における法定雇用率達成企業の割合は46.0%と約半数にとどまっており、当社の就労支援サービスの拡大余地は引き続き大きいと考えられます。

LITALICOジュニアは、子ども一人ひとりの個性に合わせた学びや生活支援を提供しています。少子化の中において、全国の小・中・高等学校における通常学級に在籍しながら必要に応じて別室等で授業を受ける「通級指導」の対象者は継続的に増加している等、発達障害に関する社会的認知の広がり等から一人ひとりの個性に合わせた教育機会を提供する当社サービスの必要性は高まっています。LITALICOジュニアスタンダードコースでは、児童発達支援施設の運営及び放課後等デイサービスのほか小学校や幼稚園等に訪問し直接的・間接的にサポートする保育所等訪問支援等のサービスを提供しています。また、LITALICOジュニアパーソナルコースでは、特に短期集中型の手厚い指導に特化した教育プログラムを教室及びオンラインで提供しています。加えて、LITALICOジュニア訪問看護では、訪問看護の制度を利用し、ご自宅での看護・リハビリ・発達支援のサービスを提供しています。

LITALICOワンダーは、テクノロジーを活かしたものづくりを通して、子どもの個性に合わせ、創造力を育む学びの場を提供するサービスで、プログラミングやロボット製作等を教室及びオンラインで提供しています。当社の持つ一人ひとりの個性に合わせるヒューマンサービスのノウハウを活かし、個人々に合わせたサービス提供ができることが特色です。プログラミング教育の必修化等があり、需要は拡大しています。

LITALICOライフは、一人ひとりちがう興味や課題に合わせた情報提供やライフプランの設計を支援するサービスです。これまでに多くのご家族の相談に応えてきた知見を活かし、お子さまの進路や就職、老後資金等の将来設計について等の情報提供を行っています。

LITALICOレジデンスは、重度の障害のある方が、24時間365日、安心・安全に充実して過ごせる住まいとして日中サービス支援型グループホームを運営しています。

LITALICOホームケアは、看護師やリハビリ専門職がご自宅へ訪問し、医療的ケアやメンタルサポートを提供しています。

LITALICO高等学院は、一人ひとりの個性に合わせた日常生活や学習・進路のサポートを行う通信制高校サポート校を運営しています。

LITALICO発達ナビは、発達に気になる子どもを育てるご家族が必要な情報を共有するプラットフォーム「LITALICO発達ナビ」を運営しています。さらに、子どもの育ちを支える発達支援施設向けに集客や運営・経営支援、人材育成等のサービスを提供し、また、オンラインで当事者家族向け相談サービス「発達ナビPLUS」を提供しています。

LITALICO仕事ナビは、働くことに障害のある人が自分に合った仕事や就労支援サービスを探せる就職情報サイト「LITALICO仕事ナビ」を運営しています。また、障害のある方に対する就労支援施設向けの集客支援や障害者採用を行う企業への人材紹介等を行っています。

LITALICOキャリアは、障害福祉業界で働く人の転職サービス及び福祉施設の採用支援サービスを提供しています。福祉施設で働く従事者数は年々増加しており、福祉施設や従事者のマッチングサービスへの需要も今後高まることが予想されます。

海外では、米国ネブラスカ州において強度行動障害者向けサービスを提供するDevelopmental Disability Center of Nebraska, LLC等を連結子会社としています。

②セグメントごとの業績

当社グループは、就労を支援するLITALICOワークスを「就労支援事業」セグメント、児童福祉サービスを展開するLITALICOジュニアスタンダードコースを「児童福祉事業」セグメント、施設や従事者向けのインターネットプラットフォームサービスとしてLITALICO発達ナビ、LITALICO仕事ナビ、LITALICOキャリアを「プラットフォーム事業」セグメント、米国において強度行動障害者向けサービスを提供するDevelopmental Disability Center of Nebraska, LLCを中心とした事業を「海外事業」セグメントとし、以上4事業を報告セグメントとしています。

<就労支援事業>

就労支援事業については、2施設を新規に開設し、累計で164施設となりました。引き続き高水準で就職者数が推移したものの、新規利用者数は順調に拡大しており、当連結会計年度の売上収益は14,162百万円（前連結会計年度比13.0%増）となりました。なお、マーケティング投資や人材の先行採用、人材育成施策、企業文化強化の取り組み等を行い、セグメント利益は4,358百万円（前連結会計年度比5.2%減）となりました。

<児童福祉事業>

児童福祉事業については、新規に19施設を開設し、累計で186施設となりました。短時間中心の支援プログラムへの回帰を通じて施設稼働率は安定推移しており、年度初期に集中する施設開設に向けた先行費用や企業文化強化の取り組みへの投資等を吸収しながらも、当連結会計年度の売上収益は10,951百万円（前連結会計年度比24.3%増）、セグメント利益は1,017百万円（前連結会計年度比1,115百万円の増加）となりました。

<プラットフォーム事業>

プラットフォーム事業は、SaaS型プロダクトを中心に、順調に契約施設数の増加ペースを加速しつつ、人員の大幅な増強など積極的な先行投資を継続しています。また、LITALICOキャリアにおいても採用支援サービスが拡大しています。当連結会計年度の売上収益は5,476百万円（前連結会計年度比20.9%増）、セグメント利益は1,789百万円（前連結会計年度比30.7%増）となりました。

<海外事業>

米国において強度行動障害者向けサービスを提供するDevelopmental Disability Center of Nebraska, LLCを中心とした海外事業を展開するセグメントです。2024年7月より業績取り込みを開始しました。当連結会計年度の売上収益は3,655百万円（前連結会計年度比28.7%増）、セグメント利益は860百万円（前連結会計年度比13.9%増）となりました。

<その他>

その他セグメントはLITALICOジュニアパーソナルコース、LITALICOワンダー、LITALICOライブ及びその他新規事業にて構成されています。各事業が順調に推移し、事業拡大の投資も継続しております。当連結会計年度の売上収益は4,003百万円（前連結会計年度比6.4%増）、セグメント利益は391百万円（前連結会計年度比22.2%減）となりました。

(2) 当社グループの主要な事業セグメント (2026年3月31日現在)

①就労支援事業

就労を目指す障害者を対象に就労後の職場定着まで一貫した支援を実施する事業

主要な顧客	概要
就労を目指す障害のある方	(就労移行支援事業) 公費による就職するための訓練・就職活動支援
	(就労定着支援事業) 公費による就職後の定着支援
	(特定相談支援事業) 公費による福祉サービスを利用するための利用計画の作成、利用計画に基づくモニタリング

②児童福祉事業

児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業

主要な顧客	概要
発達障害児を中心とした児童	(児童発達支援事業) 行政(市区町村)によってサービス受給者証を発行された未就学児を対象に、公費による学習面・行動面・コミュニケーション面等の指導
	(放課後等デイサービス事業) 行政(市区町村)によってサービス受給者証を発行された学齢期の児童を対象に、公費による学習面・行動面・コミュニケーション面等の指導
	(保育所等訪問支援事業) 行政(市区町村)によってサービス受給者証を発行された未就学児・小学生・中高生を対象に、公費により、その児童が通う保育所等へ訪問し、学習面・行動面・コミュニケーション面等の指導

③プラットフォーム事業

施設の利用者や従事者向けとしてマッチングメディア運営及び人材紹介サービスを提供し、施設向けSaaS事業として集客や採用支援及び経営支援のプログラクトを提供する事業

主要な顧客	概要
福祉サービス事業所	(ソリューション領域) 施設向けSaaS事業として集客支援及び請求支援ソフト等の経営支援のプログラクトを提供
障害児のご家族 及び 就労を目指す障害のある方	(メディア領域) 障害児のご家族向け及び働くことに障害のある方向け就職情報ポータルサイトの運営等
福祉分野の求職者 福祉分野の求人事業者 及び 障害のある求職者 障害者雇用を目指す事業者	(人材領域) 障害福祉分野に特化した就職・転職支援サービス 障害者雇用にて特化した就職・転職支援サービス 求人情報の掲載に加えて、様々な職種に関する情報等の提供

④海外事業

米国における知的障害・発達障害のある方を対象にした、住まいと日中活動のサービス

主要な顧客	概要
知的障害・発達障害のある方	(Developmental Disability Center of Nebraska, LLC) 米国ネブラスカ州にて、公費により運営される、強度行動障害者向けのグループホームの運営その他地域における住まいと日中活動の支援に関する各種サービス

(注) 当社グループにおいて、公費(事業)とは、日本国内事業においては主として国又は地方公共団体が定める報酬(例えば国民健康保険団体連合会からの障害福祉サービス等報酬)を得る事業とし、海外事業においては主として米国連邦政府又は州政府の定める制度に基づき福祉サービスを提供する事業としております。

(3) 主要な営業所 (2026年3月31日現在)

本 社	東京都目黒区
就 労 支 援 事 業	セグメント累計 全国164営業所
児 童 福 祉 事 業	セグメント累計 全国186営業所

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業
株式会社LITALICOパートナーズ	100百万円	100.0%	LITALICOワークス LITALICOジュニア
LITALICO Corporation	59,541千米ドル	100.0%	米国統括法人
Developmental Disability Center of Nebraska, LLC	30,229千米ドル	100.0%	強度行動障害者向けグル ープホームの運営等

(注) 当事業年度末日時点における、特定子会社（企業内容等の開示に関する内閣府令で定める特定子会社）を記載しています。

(5) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は5,869百万円であり、米国における事業設備の拡充、国内におけるソフトウェア開発、就労支援事業及び児童福祉事業の新規開設等を中心に行いました。

(6) 資金調達の状況

米国における事業及び設備を拡充するための資金を調達することを目的とし、2025年5月に株式会社みずほ銀行から長期借入金4,270百万円の資金調達を実施しております。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当連結会計年度において、Residential Behavior Management Center of Nebraska, LLCの持分全てを取得しております。

(8) 対処すべき課題

当社におきましては、以下5点を対処すべき課題として認識しています。

- ① インターネットプラットフォームの実現
発達障害や精神障害、障害児の子育てや障害者の就労等に関する質の高い情報の提供を望むたくさんの方がお客様からありました。このようなお客様の要望に応えるため、発達障害の子どもや発達が気になる子どものご家族に向けて、2016年1月に『LITALICO発達ナビ』を、働くことに障害のある方に向けて、2018年3月に『LITALICO仕事ナビ』を、障害福祉施設で働きたい求職者に向けて、2019年2月に『LITALICOキャリア』を開設いたしました。今後も、お客様が質の高い情報を得られるよう、提供情報の網羅性の向上や、提供機能の拡大に取り組んでまいりたいと考えています。
現在、LITALICOプラットフォーム事業領域において、障害福祉施設及び介護福祉施設向けに、各種の情報提供 サービスを行うほか事業運営を支援するサービスも展開しており、これらを通じて福祉業界全体の質の向上に貢献してまいります。
- ② 既存の店舗サービスの安定的な出店拡大
当社グループ全ての事業を合わせて400を超える拠点を運営していますが、各地で待機者が発生するなどお客様の要望に応えきれません。このようなお客様の要望に応えるためにも、事業計画に沿って全国に新規拠点を開設してまいりたいと考えています。
- ③ 人材採用と育成
当社グループの事業は、障害のある方や介護及び看護を必要とする方向けの施設の運営サービスと、インターネットプラットフォームの構築・運営との組み合わせという、極めて専門的な領域であり、そのサービスの質を左右する最大の要素は人材の質であるとの認識から、人材の「採用と教育」に大きな経営資源を割いています。
採用活動においては、豊富な知見や専門性を持つキャリア人材の採用に加え、新卒・キャリア人材を問わず採用し、社内で教育する方針を取っています。
人材育成面として、LITALICOグループにおける、福祉サービス運営のための人材育成の仕組みを活用し、インターネットプラットフォーム構築の側面においても提供する情報の質・量を適切に判断できる人材をグループ全体として育成をしています。引き続き、人材の採用・育成を行い、サービスの展開速度に見合うよう優秀な人材の確保に努めてま

います。

④ 事業基盤の強化

a. 提供サービスの平準化と質の向上

当社グループの運営する施設は、都道府県をまたぐ多店舗展開及びオンラインでのサービス提供をしており、どの拠点でも同一水準のサービスを提供するための平準化が必要になります。そのため、事業ごとの教材、カリキュラム等を制作し、スタッフが質の高いサービスを常に提供できるように努めています。

b. 地域・関係機関との連携強化

全ての事業及びサービスにおいてお客様ご家族への個別最適なサービスを提供することに加えて、学校、企業、地域社会といった外部環境への働きかけも重視しています。そのため、当社グループの事業及びサービス内容が地域、教育機関、行政及び病院等の関係機関や民間企業・団体に正確に理解され、これらの方々と協同して課題の解決に当たることが、重要な課題であると認識しています。

c. サービス間の連携強化

サービスを利用する方のライフステージに沿ったワンストップサービス群が当社グループの強みです。各サービスで蓄積した知見の共有や、指導計画・支援計画の共有化等でお客様の利便性を高めるなど、更なるシナジー効果を発揮するための連携強化も重要な課題であると認識しています。

d. プラットフォーム事業を通じた連携強化

LITALICOグループにおける施設運営上のノウハウやデータ、各関連領域におけるシナジーの見極めなど、蓄積された情報の活用を、グループ内で一層効果的に実現するため、グループ内各サービスの連携の強化に向けた取り組みを行っています。また、LITALICOグループで蓄積された情報は、プラットフォーム事業における各サービスの開発へ積極的に活用することで、サービスを利用する方の支援につなげるとともに、福祉施設事業者に対する質の高いサービスを提供し、福祉領域におけるプラットフォームとして障害のない社会を実現するよう一層努めてまいります。

⑤ 他社との提携及びM&Aの実施

当社グループ全体としてのサービス品質の向上を実現する手段として、必要に応じて他社と資本業務提携やM&Aを実施してまいります。

(9) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数
就労支援事業	1,484 (23) 名
児童福祉事業	1,934 (95) 名
プラットフォーム事業	437 (96) 名
海外事業	267 (95) 名
その他	814 (459) 名
全社 (共通)	507 (112) 名
合計	5,443 (880) 名

(注) 使用人数は就業人員数 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む) であり、臨時雇用者数 (アルバイトを含む) は、() 内に年間平均数を内数で記載しています。なお、海外事業における臨時雇用者数は、非フルタイム勤務として集計しています。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,721 (665) 名	+226名 (+6名)	34.7歳	4.9年

(注) 「使用人数」及び「前事業年度末比増減」はいずれも就業人員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む) であり、臨時雇用者数 (アルバイトを含む) は、() 内に年間平均数を内数で記載しています。

(10) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第3期 (2023年3月期)	第4期 (2024年3月期)	第5期 (2025年3月期)	第6期 当連結会計年度 (2026年3月期)
売上高 (百万円)	24,170	27,676	32,484	38,247
営業利益 (百万円)	2,928	3,473	3,445	4,576
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,812	3,545	2,402	2,738
1株当たり 当期純利益 (円)	50.85	99.38	67.27	77.54
総資産 (百万円)	22,725	25,311	32,724	43,796
純資産 (百万円)	6,886	10,427	12,469	14,360
1株当たり 純資産額 (円)	193.17	292.25	349.35	413.74

(注) 1. 当社グループの連結計算書類は、第4期(2024年3月期)から会社計算規則第120条第1項の規定により、IFRSに準拠して作成しています。また第3期(2023年3月期)につきましては、IFRSに準拠した金額を記載しています。

2. 当社は2025年3月期以降、当社子会社3社の全株式を売却しております。そのため、2025年3月期以降、IFRS第5号に基づき、それらの売却事業を、売却の時点において非継続事業に分類しています。これに伴い、売上収益、営業利益について、非継続事業を除いた継続事業の金額に組み替えています。なお、対応する2025年3月期についても同様に組み替えて表示しています。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第3期 (2023年3月期)	第4期 (2024年3月期)	第5期 (2025年3月期)	第6期 当事業年度 (2026年3月期)
売上高 (百万円)	5,891	7,061	7,787	8,731
営業利益 (損失は△) (百万円)	△264	△58	286	△259
経常利益 (百万円)	1,717	1,936	1,616	1,682
当期純利益 (百万円)	1,914	2,131	1,504	1,210
1株当たり当期純利益 (円)	53.72	59.73	42.12	34.27
総資産 (百万円)	16,504	17,871	22,900	30,003
純資産 (百万円)	7,855	9,905	11,180	10,782
1株当たり 純資産額 (円)	212.96	268.04	302.92	300.37

(11) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	5,266百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	4,500百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,455百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 122,880,000株
 ② 発行済株式の総数 35,712,312株 (自己名義株式 1,004,379株を含む)
 ③ 株主数 4,440名
 ④ 大株主

株 主 名	持株数	株比率
長 谷 川 敦 弥	9,808,400株	28.26%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4,725,200株	13.61%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,209,000株	6.36%
MSIP CLIENT SECURITIES	2,107,600株	6.07%
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON CO LLATERAL NON TREATY-PB	1,067,900株	3.08%
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW	943,400株	2.72%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	924,500株	2.66%
THE BANK OF NEW YORK 133652	910,200株	2.62%
CACEIS BANK, LUXEMBOURG BRANCH / UCITS - FULL TAX	826,000株	2.38%
佐 藤 崇 弘	745,000株	2.15%

- (注) 1. 上表持株比率欄の算出上、分母から自己名義株式を除いた値を表示しています。
 2. 自己名義株式1,004,379株につき、上記大株主一覧から除いております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度中に職務執行の対価として使用人に対し交付された新株予約権の状況

	第21回新株予約権	第22回新株予約権
発 行 決 議 日	2025年4月28日	2025年11月28日 (注1)
新 株 予 約 権 の 数	83個	78個
新株予約権の目的となる 株式の種類及び数	普通株式 8,300株 新株予約権1個につき 100株	普通株式 7,800株 新株予約権1個につき 100株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 121,800円 1株当たり1,218円	新株予約権1個当たり 129,700円 1株当たり1,297円
新株予約権の行使期間	2027年4月29日から 2035年4月28日まで	2027年11月29日から 2035年11月28日まで
主 な 行 使 条 件	(注2)	(注2)
使用人への交付状況	当社従業員1名	当社従業員1名

- (注) 1. 業務を執行する取締役による発行の決定日として記載。
 2. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
 (イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は子会社の取締役・
 使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある
 場合はこの限りでない。
 (ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人が行使できるものとする。

- (ハ) 新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。
3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人が行使できるものとする。
- (ロ) 新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

② 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第6回新株予約権	第9回新株予約権
発行決議日	2020年6月11日 (注1)	2020年12月15日 (注1)
新株予約権の数	132個	362個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(注2)	普通株式 26,400株 新株予約権1個につき200株	普通株式 72,400株 新株予約権1個につき200株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額(注2)	新株予約権1個当たり 263,200円 1株当たり1,316円	新株予約権1個当たり 200円 1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2022年6月27日から 2028年6月26日まで	2022年12月16日から 2070年12月15日まで
主な行使条件	(注3)	(注4)
区分	取締役1名 (注5) (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	取締役2名 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)

- (注) 1. 株式会社LITALICOパートナーズが発行した新株予約権と同一の内容の新株予約権を、株式交換に伴い2021年4月1日に発行していることから、株式会社LITALICOパートナーズにおける当初発行決議日を記載しています。
2. 第6回新株予約権及び第9回新株予約権において2021年10月1日付で1株あたり2株への株式分割を行っており、発行要項に従い新株予約権の目的となる株式の数等が変動しています。本項目は分割後の値を記載しています。
3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は子会社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人が行使できるものとする。
- (ハ) 新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。
4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人が行使できるものとする。
- (ロ) 新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。
5. 当社従業員として付与された新株予約権です。

③ その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	長谷川 敦 弥	
取締役副社長	辻 高 宏	
取締役 (監査等委員)	北 村 康 央	北村・平賀法律事務所パートナー
取締役 (監査等委員)	彌 野 泰 弘	株式会社Bloom&Co.代表取締役 rooftop株式会社代表取締役 株式会社サイバーエージェント・ストラテジー代表取締役 株式会社Blossom代表取締役 Bloom&Co. East, Pte. Ltd. CEO
取締役 (監査等委員)	小 室 淑 恵	株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)北村康央氏、彌野泰弘氏及び小室淑恵氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 当社においては、監査等委員会と内部統制部門の協議に基づき、内部統制システムを活用した監査を実施しており、監査等委員会による監査の実効性は確保されていることから、常勤の監査等委員を選定していません。
3. 当社は、取締役(監査等委員)北村康央氏、彌野泰弘氏及び小室淑恵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。

② 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			員数 (名)
		固定報酬	株式報酬	業績連動報酬	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く。)	124	85	39	-	2名
取締役(監査等委員) (社外取締役)	18	18	-	-	3名

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2021年3月22日開催の臨時株主総会において、上記報酬限度額を年額500百万円以内と別途決議されています。当該臨時株主総会最終時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は2名です。
2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2021年3月22日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議されています。当該定時株主総会最終時点の取締役監査等委員の員数は4名です。
3. 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役は除く)に対する株式報酬につき、2021年3月22日開催の臨時株主総会において、上記金銭報酬の限度額(500百万円以内)とは別枠で、以下のとおり決議されています。
- ①譲渡制限付株式付与のための金銭報酬限度額として年額500百万円以内
本事業年度割当概要(2025年4月28日取締役会決議)
新株発行数:700株 発行価格:1株につき1,218円 資本組入額:1株につき609円
自己株式処分数:18,800株 処分金額:1株につき1,218円
譲渡制限期間 割当日より3年以内で発行にかかる取締役会があらかじめ定める期間
- ②新株予約権付与のための金銭報酬限度額として年額500百万円以内
4. 株式報酬項目には、当事業年度にかかる株式報酬費用計上額の合計を記載しています。
5. 事業年度末日時点で、業績連動型報酬を設けておらず、実績はありません。
6. 社外取締役は全て取締役(監査等委員)です。

- ③ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
取締役 1名 19,500株
(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)

④ 取締役の報酬等の決定方針

当社は、取締役の報酬等の決定方針に関して、2025年7月28日開催の取締役会決議に基づき以下のとおり決議しています。

<取締役の報酬等の決定方針に関する事項>

取締役の報酬は、持続的な成長に向けた、健全なインセンティブのひとつとして機能できるよう、役職と職責に則った企業業績、目標達成度合い等を総合的に勘案することとし、当該方針の決定は取締役会決議により決定する。

各取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、短期インセンティブの付与を目的とした金銭報酬及び中長期インセンティブ付与を目的とした株式報酬の混合で構成し、その比率や内訳等の決定については、LITALICOグループ全体の経営成績や利益等成長率、予算策定方針、市場動向（マーケットバリュール等含む）など、当社を取り巻く社内社外の環境を適切に勘案し、業績等も考慮した多角的な視点から検討を行う。

非金銭報酬としては、譲渡制限付株式又は新株予約権の付与を予定しており、その内容及び額（上限）については、株主総会決議に従うものとし、発行時の具体的な額又は発行数の算定方法については、各人別の金銭固定報酬額の水準を基準に、発行によるダイリューションの程度、株式等報酬費用に関する会計の見積（期間案分に関する検討を含む）と当該財務業績への影響の程度などを考慮するものとする。なお、当該発行に関する代表取締役社長の決定前に、監査等委員である取締役全員と当該発行に向けた協議（非金銭報酬の内容及び具体的な額又は数に関する事項）を行うことを手続方針とする。

当社は上記のとおり固定的金銭報酬の決定、非金銭報酬の決定に関しては、その具体的な決定の都度監査等委員である各取締役との協議を行うことを予定しており、短期インセンティブの付与を目的とした金銭報酬及び中長期インセンティブ付与を目的とした株式報酬の混合に関する基本的な方針として、役位、職責、在任年数等の属人的要素に着目した指標のみならずLITALICOグループ全体の経営成績や利益等成長率、予算策定方針、市場動向（マーケットバリュール等含む）など、当社を取り巻く社内社外の環境を適切に勘案し、業績等も考慮した多角的な視点からその組み合わせの検討を行うものとする。

<個人別の報酬額の決定手続>

取締役会決議に基づき代表取締役社長である長谷川敦弥がその具体的内容について委任をうけるものとし、その授權の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定及び当該事業年度内で発行される株式報酬の具体的な水準の決定とする。なお、株式報酬に関する発行決議は、発行の都度、代表取締役社長の決定をもって発行する。上記の権限を委任した理由は、機動的な報酬の額及び内容を決定することを可能とするためである。

また、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、当該授權に先立ち監査等委員会各委員に原案を諮問し答申を得ることを求めるものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申を踏まえて各内容を決定しなければならないこととする。

監査等委員である取締役の報酬については、各監査等委員の協議に基づく決定により、その職務に鑑み、固定的金銭報酬のみを支払うこととする。

<当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由>

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役社長が原案を作成し、金銭報酬及び非金銭報酬について個人別の当該内容及び具体的な金額又は発行数に関する事項を明らかにしたうえで、それぞれ監査等委員である取締役（社外取締役）全員の意見を聴取し決定いたしています。そのため、本決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しています。

⑤ 社外役員に関する事項

(イ) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	当社における役割/重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	北村 康央	当社社外取締役監査等委員 北村・平賀法律事務所パートナー	特別な関係はありません。
取締役	彌野 泰弘	当社社外取締役監査等委員 株式会社Bloom&Co.代表取締役 rooftop株式会社代表取締役 株式会社サイバーエージェント・ストラテジー代表取締役 株式会社Blossom代表取締役 Bloom&Co. East, Pte. Ltd CEO	特別な関係はありません。
取締役	小室 淑恵	当社社外取締役監査等委員 株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役	特別な関係はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主 な 活 動 状 況
取締役	北村 康央	当事業年度に開催された取締役会9回中9回、監査等委員会6回中6回に出席しました。弁護士としての豊富な知識及び経験に基づき、主に、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンス等に関し、専門的知見より質問・意見表明を行うこと等により、当社経営の実効的な監督等の役割を果たしています。
取締役	彌野 泰弘	当事業年度に開催された取締役会9回中9回、監査等委員会6回中6回に出席しました。主に、経営戦略、企業ブランドに関する豊富な知識・経験から助言や提言を行うこと等により、当社経営の実効的な監督等の役割を果たしています。
取締役	小室 淑恵	当事業年度に開催された取締役会9回中7回、監査等委員会6回中4回に出席しました。主に、経営戦略、働き方改革・多様性を活かした組織開発の分野における豊富な知識・経験から助言や提言を行うこと等により、当社経営の実効的な監督等の役割を果たしています。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役の全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としています。

⑦ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び全ての当社子会社における全ての取締役（監査等委員である取締役を含み、社外取締役を含む。）を被保険者とした、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。

<マネジメントリスクプロテクション保険契約の概要>

(ア) 被保険者の実質的保険料負担割合

当該保険料につき、全額を会社が負担しています。

(イ) 補填対象となる保険事故の概要

会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等

(ウ) 主要な免責事項

違法に利益便益を得る行為、故意に基づく法令違反行為等

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	53百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意を行っています。
3. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人とは別の監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会にて、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制の整備についての決定の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」とし取締役会で決議した内容について、その概要は以下のとおりです。

当社は、経営理念を実践する過程において、健全性を維持しながら企業価値を継続的に増大させることを主眼に、コンプライアンス及び、公正で透明性の高い経営を確保していくことがコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、以下のとおり、当社及び当社子会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を図っている。なお、以下に掲げる事項は、当社及び当社子会社において既に構築され、実施されている体制について確認するものであるが、今後も不断の見直しにより、その時々々の要請に合致した体制を構築し、実施していくものである。

- (イ) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 当社の機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人を置いている。取締役会が、取締役の職務の執行を監督し、また、監査等委員会が取締役の職務の執行を監査・監督する体制をとっている。
 - 代表取締役社長直轄の組織として内部監査部門を設置し、当社及び当社子会社の組織、機能、遵法性に関する内部監査を実施している。内部統制状況は正確かつ客観的に把握、評価され、監査報告として代表取締役社長と監査等委員会に報告されている。
 - 経営理念として理念・ビジョンを整備し、全社総会や各部門の会議の場等を用いて全社への浸透を図っている。

【理念】 「LITALICO（りたりこ）」

「LITALICO（りたりこ）」は
日本語の利他と利己を組み合わせた造語です。

社会の幸せと自身の幸せをつなぐ関係性を築くことで
利他と利己の両方を実現する意味が込められています。

【ビジョン】 「障害のない社会をつくる」

- d. 就業規則にて規則遵守について規定するとともに、公益通報者保護規程を整備し、使用人の不正など原則を逸脱した行為の発見・是正に関する諸事項、通報処理体制、当事者の責務について規定している。
- e. 市民社会や秩序の安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関わらずに断固として排除する旨を当社の反社会的勢力排除に向けた基本方針及び反社会的勢力対策規程において規定し、代表取締役社長以下、組織全体として対応し、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を継続的に推進している。
- (ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 株主総会議事録、取締役会議事録等の取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び取締役会規程、機密情報管理規程、文書管理規程に基づき、適切に保存・管理を行っている。
 - b. 機密情報管理規程や文書管理規程に基づき、これらの機密情報、文書等は取締役等からの要請があった場合に備え、容易に引出すことができるよう整理している。
- (ハ) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 当社は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し、業務の執行を担当する各取締役参加のもと、その具体的な対応を検討している。コンプライアンス委員会における協議及び方針の決定を通じて、社内各部門におけるリスク管理活動を行うこととしており、代表取締役社長及び各取締役が、個別に又は協議によりリスク管理活動を総括し、平時のリスク分析・リスク軽減、BCPを始めとする危急時の対処及び報告体制の構築等に努めている。
 - b. リスク管理規程を整備し、リスク管理に関して必要な事項を定め、リスクの防止及び損失の最小化を図っている。
 - c. 内部監査部門が経営組織の内部統制状況及び業務運営に係る法令・規程の遵守状況等を評価し、横断的なリスク管理の監視を行っている。
 - d. 当社は情報システム管理規程及びセキュリティポリシーを制定し、個人情報保護への取り組みのほか、セキュリティの強化施策を推進している。
- (ニ) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役会は、当社及び当社子会社の経営に関する基本方針、株主総会の決議により授けられた事項その他の法令及び定款に定められた事項を決定し、取締役の職務遂行状況を監督している。
 - b. 取締役会は、原則として3か月に1回以上開催し、必要に応じて随時開催する。
 - c. 当社は、業務執行の決定の権限を法律で認められる限りにおいて業務を執行する取締役に対して原則として委任し、取締役が当社の業務を機動的に執行する体制を採用しており、取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要な事項を協議決定することを目的に、随時、代表取締役社長及び当該職務執行にかかる管掌取締役、その他重要な使用者等による協議を通じて、迅速かつ適切な意思決定に資する体制をとっている。
 - d. 業務の効率化を実現するため、その時々々の要請に応じた社内組織の編成を行うことができる体制をとっている。
 - e. 日常の職務の執行に際しては、当社の業務分掌規程及び職務権限規程に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者の職責を明確にするとともに、効率的な職務を遂行できる体制を構築している。また、当社は中期経営計画・年度計画を策定し、目標・進捗管理の精度向上を図っている。

- (ホ) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、経営管理部門が当社及び当社子会社の業務を総括管理し、子会社における経営管理業務の支援を実施する。また、当社子会社に対し、経営上の重要事項を当社の取締役会に報告することとしている。
- (ヘ) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項
監査等委員会は、必要に応じて監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項を決議し、取締役会に対して当該体制を整備するよう要請することができる。
- (ト) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査等委員会より指示を受けた前号の取締役及び使用人について、その指示に関して取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び兼務の場合は所属部門長等の指揮命令等を受けない。
 - 同取締役及び使用人の任命、評価や異動等については、監査等委員会の同意を得たうえで決定する。
- (チ) 当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、及び報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 著しい損失や重大なコンプライアンス違反の発生のおそれがある場合は、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は監査等委員会に対して遅滞なく報告を行う。
 - 監査等委員会はその職務の遂行のために必要と判断したときは、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して報告を求めすることができる。
 - 監査等委員は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議又は委員会に出席する。
 - 公益通報者保護規程に基づく通報内容は監査等委員会に報告される。
 - 監査等委員会及び内部監査部門は、経営組織の内部統制状況及び業務運営に係る法令・規程の遵守状況等の評価について連携し、協議・報告を行う。
 - 監査等委員会に対して報告を行った当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことはない。
- (リ) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員会がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。
- (ヌ) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員会は、原則として3か月に1回以上開催するほか、必要に応じて随時開催する。
 - 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役社長との相互認識を深めるよう努める。
 - 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等からその職務の執行状況を聴取し、主要な稟議書・その他業務執行に関する重要な情報、文書を閲覧することができる。意見を述べることができる。
 - 監査等委員会は、会計監査人との十分な連携を図る。
 - 監査等委員会は、内部監査部門と連携を図り、内部監査の結果についてその報告を受けることができる。
 - 監査等委員会は、総務部門、経理部門及び法務部門その他の各部門に対して随時必要に応じ、監査への協力を求めることができる。
- (ル) 財務報告の適正を確保するための体制
代表取締役社長は、財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制規程に基づき内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う体制を構築している。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(イ) 取締役の職務執行について

当事業年度において取締役会を9回開催し、重要事項の決定等を行い、取締役の業務執行を監督しています。また、部門長以上で構成される重要な業務執行について協議を行う会議等を定期的に開催しています。これらを通じて、業務の適正性・効率性を確保しています。

(ロ) 監査等委員会の職務執行について

当事業年度において監査等委員会を6回開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づき内部統制システムを通じて監査を実施しています。取締役会等の重要な会議への出席や、内部監査部門を通じた営業所の往査、事業部門・管理部門に対するヒアリング、代表取締役、会計監査人との間で定期的に情報交換を行うことなどで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備状況並びにその運用状況を確認しています。

(ハ) 当社における業務の適正の確保について

社内規則に基づき、稟議申請システム等による管理を行うことで、その営業活動及び決裁権限等を把握し、また、一定基準に該当する重要事項については、機関決定前に当社の重要な会議での報告を義務とするなど業務の適正性を確保しています。また、内部監査部門が、当社の全ての営業所や事業部門・管理部門に対して内部監査を実施しています。

(ニ) コンプライアンス・リスク管理について

- a. リスク管理に関する協議を随時開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理について検証を行い、具体的な対応を検討しています。
- b. 社内の通報処理体制の窓口を社内イントラネットに掲載し、全ての役員員に対してメール告知等を行うことで周知を図るとともに、通報される事案に対応しています。
- c. 情報セキュリティの強化、及びその効率化を一層推進するため、情報システム部門において、対処すべき課題の分析と体系化を通じて、全社的な対策の実施と有用性の検証等を行っています。
- d. 取引先について反社会的勢力であるかどうかの確認をしています。また、契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むなど反社会的勢力の情報収集に係る取り組みを継続的に実施しています。
- e. BCPとして、大規模災害等を想定した対策訓練の継続的な実施、帰宅困難者のための物資の確保等、不測の事態に備えています。

(ホ) 当社子会社の管理に関する取り組み

経営管理部門の支援等により適正かつ効率的に事業を遂行しています。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、「当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める」旨定款に定めています。

当事業年度につきましては、2026年5月11日開催取締役会決議に基づき、1株あたり11.00円の期末配当を実施いたします。

また当社は、積極的な成長投資と安定的な増配を両立しつつ、利益水準と財務体質の状況に応じて自己株式を取得することを当社の株主還元方針としています。

(注記)

なお、事業報告では、会社法及び会社法施行規則に基づき開示項目とされている事項であっても、当社にとって記載すべき該当事項がない場合には、特記している場合を除き、記載を省略しています。また、事業報告中の「百万円」単位は、百万円未満を四捨五入して表示しています。

連結財政状態計算書

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	15,736	流 動 負 債	10,438
現金及び現金同等物	8,095	営業債務及びその他の債務	1,570
営業債権及びその他の債権	6,887	借 入 金	4,215
その他の流動資産	755	リ ー ス 負 債	1,408
非 流 動 資 産	28,060	未 払 法 人 所 得 税	908
有形固定資産	7,068	引 当 金	1,497
使用権資産	3,559	その他の流動負債	841
の れ ん	11,343		
無 形 資 産	3,902	非 流 動 負 債	18,998
その他の金融資産	1,374	借 入 金	13,115
繰延税金資産	710	リ ー ス 負 債	2,172
その他の非流動資産	104	繰 延 税 金 負 債	45
		その他の金融負債	2,978
		その他の非流動負債	688
		負 債 合 計	29,437
		(資 本 の 部)	
		親会社の所有者に帰属する持分	14,360
		資 本 金	300
		資 本 剰 余 金	821
		利 益 剰 余 金	13,708
		自 己 株 式	△1,300
		その他の資本の構成要素	830
		資 本 合 計	14,360
資 産 合 計	43,796	負 債 資 本 合 計	43,796

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
継続事業	
売上収益	38,247
売上原価	△23,343
売上総利益	14,904
販売費及び一般管理費	△10,418
その他の収益	154
その他の費用	△64
営業利益	4,576
金融収益	50
金融費用	△394
税引前当期利益	4,233
法人所得税費用	△1,300
継続事業からの当期利益	2,933
非継続事業	
非継続事業からの当期損失	△195
当期利益	2,738
当期利益の帰属	
親会社の所有者	2,738
当期利益	2,738

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

連結持分変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素
当期首残高	528	557	11,287	△4	101
当期利益	－	－	2,738	－	－
その他の包括利益	－	－	－	－	744
当期包括利益合計	－	－	2,738	－	744
減 資	△229	229	－	－	－
剰余金の配当	－	－	△321	－	－
自己株式の取得及び処分	－	18	－	△1,295	－
新株の発行	0	0	－	－	－
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	－	－	4	－	△4
株式報酬取引	－	13	－	－	△11
その他	－	3	－	－	－
所有者との取引額等合計	△228	264	△317	△1,295	△15
当期末残高	300	821	13,708	△1,300	830

	親会社有する 親所帰持 の 社者 に 合 計	資本合計
当期首残高	12,469	12,469
当期利益	2,738	2,738
その他の包括利益	744	744
当期包括利益合計	3,482	3,482
減 資	－	－
剰余金の配当	△321	△321
自己株式の取得及び処分	△1,277	△1,277
新株の発行	1	1
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	－	－
株式報酬取引	3	3
その他	3	3
所有者との取引額等合計	△1,591	△1,591
当期末残高	14,360	14,360

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しています。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しています。

(2) 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しています。

- | | |
|---------------|--------------------|
| ① 連結子会社の数 | 6社 |
| ② 主要な連結子会社の名称 | 株式会社LITALICOパートナーズ |

③ 連結子会社の変動

当連結会計年度において新たに連結子会社になった会社は、以下のとおりです。

Residential Behavior Management Center of Nebraska, LLC : 持分取得

当連結会計年度に減少し、連結子会社でなくなった会社は、以下のとおりです。

プラスワンソリューションズ株式会社	: 吸収合併
株式会社VISIT	: 吸収合併
株式会社unico	: 売却
Amu.あむ株式会社	: 売却

(3) 会計方針に関する事項

① 金融商品

(A) 金融資産

(a) 当初認識及び測定

当社グループでは、金融資産は、契約条項の当事者となった取引日に当初認識しています。営業債権及びその他の債権については、これらの発生日に当初認識しています。

当社グループは、金融資産について、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に当初認識時において分類しています。

(i) 償却原価で測定する金融資産

以下の条件がともに満たされる場合には、償却原価で事後測定する金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(ii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は公正価値で測定する金融資産に分類しています。

公正価値で測定する金融資産のうち、売買目的で保有していない資本性金融商品への投資については、公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の選択を行うことが認められており、当社グループでは金融商品ごとに当該指定を行っています。

(b) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおりに測定しています。

(i) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価で測定しています。

(ii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に係る公正価値の変動額は、その他の包括利益として認識しています。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、又は公正価値が著しく下落した場合、過去に認識したその他の包括利益は利益剰余金に直接振替えています。

(c) 金融資産の減損

当社グループは、四半期ごとに、金融資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しています。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を12か月の予想信用損失に等しい金額で測定しています。

なお、営業債権等については、全期間の予想信用損失により貸倒引当金の額を算定し、認識しています。

また過去に減損損失を認識した金融資産について、当初減損損失を認識した後に発生した事象により減損損失の金額が減少した場合には、以前に認識した減損損失を純損益で戻し入れています。

(d) 認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、又は、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的に全て移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しています。

(B) 金融負債

(a) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債と償却原価で測定する金融負債のいずれかに分類しています。

当初認識時において、全ての金融負債は公正価値で測定していますが、償却原価で測定する金融負債については、公正価値から直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しています。

(b) 事後測定

(i) 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債については、実効金利法を用いて償却原価で測定しています。

(ii) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債については、当初認識後は公正価値で測定し、その変動額は純損益として認識しております。

(c) 認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消、又は失効となった場合に、金融負債の認識を中止しています。

② 有形固定資産、のれん及び無形資産、使用権資産の評価基準、評価方法及び減価償却又は償却の方法

(A) 有形固定資産

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しています。

取得原価には、直接関連するコスト及び原状回復コストが含まれています。

有形固定資産の取得原価から残存価額を控除した償却可能額を耐用年数にわたって、主として定額法により減価償却しています。主な有形固定資産の耐用年数は、以下のとおりです。

建物附属設備	3～15年
工具器具及び備品	3～15年

減価償却方法、耐用年数及び残存価額は、連結会計年度末日毎に見直しを行い、必要に応じて改定しています。

(B) のれん及び無形資産

のれん

当初認識時点におけるのれんの測定については「⑦ 企業結合」に記載のとおりです。当初認識後ののれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で測定しています。

のれんは償却を行わず、資金生成単位又は資金生成単位グループに配分し、毎年同時期及び減損の兆候を識別した時はその都度、減損テストを実施しています。のれんの減損損失は純損益として認識されますが、戻入れは行っていません。

無形資産

無形資産については、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しています。

個別に取得した無形資産は取得原価で測定しており、企業結合により取得した無形資産の取得原価は支配獲得日の公正価値で測定しています。また、自己創設の無形資産については、資産化の要件を満たす開発支出を除き、その支出額を全て発生した期の費用として認識しています。

耐用年数を確定できる無形資産はそれぞれの耐用年数にわたり、定額法で償却しています。主要な無形資産の耐用年数は以下のとおりです。

ソフトウェア	5年
--------	----

償却方法、耐用年数及び残存価額は、連結会計年度末日毎に見直しを行い、必要に応じて改定しています。

(C) リース

当社グループは、契約の開始時に、その契約がリースであるか否か又はその契約にリースが含まれているか否かを契約の実施を基に判断し、リースの開始日において、使用権資産及びリース負債を認識しています。

使用権資産は開始日において、取得原価で測定しています。開始日後においては、原価モデルを適用して、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しています。開始日から使用権資産の耐用年数又はリース期間の終了時のいずれか早い時まで減価償却しています。

リース負債は、開始日において同日現在で支払われていないリース料を割り引いた現在価値で測定しています。通常、追加借入利率を割引率として用いています。開始日後においては、リース負債に係る金利や、支払われたリース料を反映するようにリース負債の帳簿価額を増減しています。

なお、短期リース及び少額資産のリースについて、リース料をリース期間にわたり定額法により費用認識しています。

③ 非金融資産の減損

当社グループは、有形固定資産、無形資産、のれん等の非金融資産が減損している可能性を示す兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積っています。減損の兆候の有無にかかわらず、のれんについては毎期減損テストを実施しています。

回収可能価額は、資産又は資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額としています。個別資産についての回収可能価額の見積りが不可能な場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を算定しています。資金生成単位については、他の資産、資金生成単位又は資金生成単位グループのキャッシュ・フローから、概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生成する最小の資産グループとしています。のれんは、企業結合のシナジーから便益を得ることが期待される資金生成単位グループに配分しています。

使用価値は、資産の継続的使用及び最終的な処分から発生する将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しています。使用価値の算定に使用する割引率は、貨幣の時間価値及び対象資産に固有のリスクについて現在の市場の評価を反映した税引前の割引率としています。

資産又は資金生成単位の回収可能価額が当該資産又は資金生成単位の帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識しています。

のれんに関連する減損損失は戻し入れていません。過去に認識したのれん以外の資産の減損損失については、四半期ごとに、損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を判断しています。減損損失の減少又は消滅を示す兆候があり、当該資産の回収可能価額の算定に使用した見積りに変更があった場合は、減損損失を戻し入れています。減損損失については、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費又は償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れています。

④ 重要な引当金の計上基準

当社グループが過去の事象の結果として法的又は推定的な現在の債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額につき信頼性のある見積りができる場合に引当金を認識しています。

貨幣の時間的価値の影響が重要な場合には、見積られる将来キャッシュ・フローをその負債に固有のリスクを反映させた税引前の割引率で割り引いた現在価値で測定しています。

⑤ 従業員給付

(A) 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算を行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しています。

賞与及び有給休暇費用については、当社グループが、従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的及び推定的債務を負っており、かつその金額が信頼性をもって見積ることができる場合、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しています。

(B) 退職給付

当社グループは、退職給付制度として、確定拠出制度及び確定給付制度である複数事業主制度を採用しています。

(a) 確定拠出制度

確定拠出制度への拠出は、従業員が役務を提供した期間に費用として認識しています。

(b) 複数事業主制度

複数事業主制度への拠出は、確定給付制度としての会計処理を行うために十分な情報を入力できないため、確定拠出制度と同様の会計処理を行っています。

⑥ 収益

当社グループは、顧客との契約について以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

- ステップ1：契約の識別
- ステップ2：履行義務の識別
- ステップ3：取引価格の算定
- ステップ4：履行義務への取引価格の配分
- ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

なお、取引の対価は、主として履行義務の充足時点から3か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでいません。

(就労支援事業及び児童福祉事業)

関連法令に基づく支援サービス

行政（市区町村）によってサービス受給者証を発行された利用者に対し、様々な支援サービスを提供しており、国民健康保険団体連合会及び利用者からサービス報酬を収受しています。利用者への役務提供時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しています。

(プラットフォーム事業)

a. プラットフォーム提供サービス

当社グループは、運営する「LITALICO発達ナビ」「LITALICO仕事ナビ」等のポータルサイトを通じて、サイトユーザーに対して支援サービスを提供し、月額サービス利用料を収受しています。一定期間、継続してプラットフォームの提供を行う義務のあるものについては、プラットフォームの利用期間にわたって、収益を認識しています。

b. 人材紹介サービス

当社グループは、障害者採用を行う企業への人材紹介や、障害福祉業界で働く人の転職サービス及び福祉施設の採用支援サービスを提供し、成果報酬を収受しています。各取引の実態に応じて、関連する経済的便益が当社グループに流入する可能性が高いと認められる時点（例えば、紹介した求職者が求人企業に入社した日）で認識しています。

(海外事業)

強度行動障害者向けサービス

米国ネブラスカ州において強度行動障害者向けサービスを提供しており、主に州政府等からサービス報酬を収受しています。利用者への役務提供時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しています。

⑦ 企業結合

企業結合は、取得法を用いて会計処理をしています。

取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する持分金融商品の取得日の公正価値の合計として測定しています。

のれんは、移転した対価と被取得企業の非支配持分の金額の合計が、取得日における識別可能な取得資産及び引受負債の正味価値を上回る場合にその超過額として測定しています。その差額が負の金額である場合には、即時に純損益として認識しています。

企業結合を達成するために発生した取得関連コストは、発生時に費用処理しています。

⑧ 外貨換算

(A) 外貨建取引

外貨建取引については、取引日における直物為替レート又はそれに近似するレートにより機能通貨に換算しております。連結会計年度の末日における外貨建貨幣性項目は連結会計年度の末日の為替レートを用いて機能通貨に換算し、外貨建非貨幣性項目は取得原価で測定しているものは取引日の為替レート、公正価値で測定しているものは、公正価値を算定した日の為替レートを用いて換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、発生した期間の純損益として認識しております。

(B) 在外営業事業体

連結計算書類作成に際し、在外営業活動体の資産及び負債は、連結決算日時点の為替レートで、損益及びキャッシュ・フローは、取引日の為替レート、又はそれに近似する期中平均為替レートで日本円に換算しております。この結果生じる換算差額はその他の包括利益で認識し、その累積額はその他の資本の構成要素として認識しております。

在外営業活動体の持分全体の処分及び支配又は重要な影響力の喪失を伴う持分の一部処分時には、その他の包括利益で認識し資本に累積していた、在外営業活動体の換算差額は、処分による利得又は損失を認識する時に資本から純損益に振り替えております。

2. 会計上の見積りに関する注記

当社グループは、連結計算書類の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、会計上の見積り及び仮定を用いています。これらの見積り及び仮定は、過去の経験及び利用可能な情報を収集し、決算日において合理的であると考えられる様々な

要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいています。しかしながら、その性質上、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直ししています。これらの見積りの見直しによる影響は、当該見積りを見直した期間及び将来の期間において認識しています。

連結計算書類上で認識する金額に重要な影響を与える見積り及び会計方針の適用に関する判断は、以下のとおりです。

- (1) 非金融資産の減損
 - ① 連結財政状態計算書に計上した金額
有形固定資産7,068百万円、使用権資産3,559百万円、のれん11,343百万円、無形資産3,902百万円
 - ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ③ 非金融資産の減損」をご参照ください。
- (2) 金融商品の公正価値の測定
 - ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
公正価値で測定される金融資産 216 百万円
公正価値で測定される金融負債 2,978 百万円
 - ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ① 金融商品」をご参照ください。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

資産除去債務の見積り額の変更

当連結会計年度において、本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、昨今の諸物価の変動に伴い原状回復費用の見積りの変更を行いました。

この見積りの変更により、有形固定資産及び資産除去債務がそれぞれ109百万円増加しております。なお、当該見積りの変更は当連結会計年度末に行ったため、当連結会計年度の純損益に与える影響はありません。

4. 連結財政状態計算書に関する注記

- (1) 資産から直接控除した貸倒引当金
営業債権及びその他の債権 24 百万円
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,408 百万円
- (3) コミットメントライン契約
当社グループは、株式会社三菱UFJ銀行とコミットメントライン契約を締結しています。当該契約に基づく借入実行残高等は以下のとおりです。
コミットメントラインの総額 1,500 百万円
借入実行残高 - 百万円
差引額 1,500 百万円

5. 連結持分変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 35,712,312株
- (2) 剰余金の配当に関する事項
① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	321	9.0	2025年3月31日	2025年6月12日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年5月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	382	11.0	2026年3月31日	2026年6月11日

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 285,900株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動を遂行する過程において、様々な財務上のリスク(信用リスク、流動性リスク及び金利リスク)に晒されています。これらのリスクを回避するために、当社グループは、一定の方針に従いリスクによる影響を低減するための管理をしています。なお、デリバティブ取引は利用していません。

①信用リスク

信用リスクは、取引先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクです。金融資産の全部又は一部について回収ができず、又は回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行とみなしています。

当社グループは、営業債権について、担当部署が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

連結会計年度の末日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、金融資産の減損後の帳簿価額となりますが、過年度において重要な貸倒損失を認識した実績はありません。なお、当社グループは、特定の相手先又は、その相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有していません。

営業債権については、全期間の予想信用損失を測定しています。営業債権以外の債権等については、回収可能性や信用リスクの著しい増加等を考慮のうえ、将来の予想信用損失を測定しています。信用リスクが著しく増加しているか否かは、債務不履行発生リスクの変動に基づいて判断しており、その判断にあたっては、取引先の財務状況の悪化、期日経過情報等を考慮しています。

当社グループは、金融資産が個別に重要でない場合は、信用リスクの特性や発生した取引の性質に基づいて、過去の信用損失の実績率に将来の経済状況等の予測を加味した予想信用損失を集合的に測定しています。金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える以下のような事象等が発生した場合は、信用減損している金融資産として個別債権ごとに予想信用損失を測定しています。

- ・取引先の深刻な財政困難
 - ・債権の回収不能や、再三の督促に対しての回収遅延
 - ・取引先が破産やその他財政再建が必要な状態に陥る可能性の増加
- また、信用減損している金融資産について、全体又は一部を回収するという合理的な期待を有していない場合には、帳簿価額を直接減額しています。

②流動性リスク

流動性リスクとは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払いを実行できなくなるリスクです。

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しています。また、当社グループは流動性リスクへの更なる備えとして、取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しています。

③金利リスク

金利変動リスクは、市場金利の変動により、金融商品の公正価値もしくは、金融商品から生じる将来キャッシュ・フローが変動するリスクとして定義されています。

当社グループの金利リスクは、主に借入金から生じます。変動金利の借入金により、当社グループは将来キャッシュ・フローの変動リスクに晒されています。

(2) 金融商品の公正価値に関する事項

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、レベル1からレベル3まで以下のように分類しています。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて測定した公正価値

レベル3：重要な観察できないインプットを用いて測定した公正価値

①償却原価で測定される金融商品

帳簿価額と公正価値は以下のとおりです。帳簿価額と公正価値が近似している金融商品については、以下の表には含めていません。なお公正価値ヒエラルキーはレベル2に分類しています。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融負債		
長期借入金 (*)	17,330	17,249
合計	17,330	17,249

(*) 上表の金額には、一年以内に返済予定のものを含めて記載しています。

②公正価値で測定される金融商品

公正価値の階層ごとに分類された、連結財政状態計算書に公正価値で認識される金融資産及び金融負債は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	—	—	216	216
合計	—	—	216	216
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
条件付対価	—	—	2,978	2,978
合計	—	—	2,978	2,978

③公正価値の測定方法

長期借入金

長期借入金の公正価値については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

株式

非上場株式の公正価値については、主に直近ファイナンス実績に基づく取引事例法及び割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法等により算定しています。

条件付対価

主に業績の予想等を基礎として、モンテカルロ・シミュレーションを用いて算定した将来支払額の現在価値により算定しています。なお、条件付対価は、連結財政状態計算書における「その他の金融負債」に含まれています。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計
	就労支援 事業	児童福祉 事業	プラットフォーム フォーム事業	海外事業	計		
関連法令に基づく収益(注)2	14,162	10,951	—	—	25,113	—	25,113
上記以外の収益	—	—	5,476	3,655	9,131	4,003	13,134
顧客との契約から生じる収益	14,162	10,951	5,476	3,655	34,244	4,003	38,247

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主にLITALICOジュニアパーソナルコース事業、LITALICOワグダー事業、LITALICOライフ事業を含んでいます。

2. 障害者総合支援法、児童福祉法及び当該法律に関連する政省令(条例含む)を指しています。

3. その他の源泉から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ⑥ 収益」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループの契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しています。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

③ 契約コスト

当社グループにおいて、顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産の額に重要性はありません。また、実務上の便法を適用し、償却期間が1年以内である場合には、契約獲得の増分コストを発生時に費用として認識しています。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分	413.74円
(2) 基本的1株当たり当期利益	
継続事業	83.06円
非継続事業	△5.52円
基本的1株当たり当期利益	77.54円

9. 企業結合に関する注記

1. 企業結合の概要

当社グループは、2025年5月21日に Residential Behavior Management Center of Nebraska, LLC（本社：米国ネブラスカ州）の持分譲渡契約を締結しました。また、当該持分譲渡契約に基づき、2025年5月29日付で全持分を取得しました。

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称： Residential Behavior Management Center of Nebraska, LLC
 事業の内容： 米国ネブラスカ州における Developmental Disability (DD) Service Providerの事業

(2) 企業結合を行った理由

米国における障害福祉領域のサービスの拡大のため

(3) 取得日

2025年5月29日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする持分取得

(5) 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	-%
現金対価により取得する議決権比率	100%
取得後の議決権比率	100%

2. 取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

(単位：百万円)

	金額
支払対価の公正価値	
現金	1,538
取得資産及び引受負債の公正価値	
現金及び現金同等物	2
取得資産及び引受負債の公正価値(純額)	2
のれん(注)2	1,536

上記金額は、取得日時点の為替レート（1ドル=142.48円）により換算しています。
 (注) 1. 取得対価は、支配獲得日における公正価値を基礎として、取得した資産及び引き受けた負債に配分しており、当連結会計年度において取得対価の配分が完了しています。
 2. のれんは、今後の事業展開により期待される将来の超過収益力です。

3. 取得関連コスト

当該企業結合に係る取得関連コストは、26百万円であり、全て連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含めています。

4. 企業結合によるキャッシュ・フローへの影響

(単位：百万円)

	金額
現金による支払対価	1,538
企業結合日に受け入れた現金及び現金同等物	△2
子会社の取得による支出	1,536

10. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得の決定

当社は、2026年5月11日付で、下記の決定をしております。

(1) 自己株式の取得を行う理由

機動的な資本政策の遂行及び資本効率の向上並びに株主還元を図るため

(2) 取得に係る事項の内容

取得対象株式の種類：当社普通株式

取得し得る株式の総数：100万株（上限）（発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合2.9%)

株式の取得価額の総額：10億円（上限）

取得期間：2026年5月12日～2026年9月30日

取得方法：東京証券取引所における市場買付（証券会社による投資一任方式）

本店移転及び固定資産の賃借に関する決定

当社は、2026年5月11日付で、下記の決定をしております。

(1) 本店移転及び固定資産の賃借の理由

事業の拡大に伴う営業活動の効率化及びコミュニケーションの促進を目的としております。

(2) 賃借借の内容

新たな本店所在地：東京都目黒区下目黒1-8-1 ARCO TOWER

使用権資産総額：4,349百万円※

賃借借期間：2027年10月1日から7年（定期建物賃借借）

※使用権資産総額は現時点で入手可能な資料をもとに算出した金額であり、賃借借期間開始時点における計上すべき金額とは異なる可能性があります。

(3) その他

定款上の本店所在地につき、同一の行政区画内での移転であることから、変更は予定しておりません。

その他、本件に関連し、今後公表すべき事実が発生した場合には、速やかに公表いたします。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,130	流動負債	6,005
現金及び預金	6,014	1年内返済長期借入金	4,144
売掛金	1,172	未払金	839
関係会社短期貸付金	2,350	未払費用	395
立替金	1,995	賞与引当金	351
未収入金	195	その他	276
その他	429	固定負債	13,215
貸倒引当金	△24	長期借入金	13,115
固定資産	17,872	その他	100
有形固定資産	811	負債合計	19,220
建物附属設備	266	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	545	株主資本	10,425
無形固定資産	4,601	資本金	300
のれん	1,572	資本剰余金	5,558
ソフトウェア	2,804	資本準備金	154
ソフトウェア仮勘定	193	その他資本剰余金	5,404
その他	33	利益剰余金	5,867
投資その他の資産	12,460	その他利益剰余金	5,867
投資有価証券	162	繰越利益剰余金	5,867
関係会社株式	11,966	自己株式	△1,300
その他	332	新株予約権	357
		純資産合計	10,782
資産合計	30,003	負債純資産合計	30,003

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		8,731
売上原価		3,339
売上総利益		5,392
販売費及び一般管理費		5,650
営業損失		△259
営業外収益		
受取配当金	2,050	
その他の	66	2,116
営業外費用		
支払利息	170	
金融手数料	5	
その他の	0	176
経常利益		1,682
特別利益		
投資有価証券売却益	6	
新株予約権戻入益	29	35
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	42	
投資有価証券評価損	50	
関係会社株式売却損	258	
抱合せ株式消滅差損	140	490
税引前当期純利益		1,227
法人税、住民税及び事業税	17	17
当期純利益		1,210

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計 合
当 期 首 残 高	528	153	5,157	5,310	4,978	4,978
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	0	0	-	0	-	-
減 資	△229	-	229	229	-	-
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	△321	△321
当 期 純 利 益	-	-	-	-	1,210	1,210
自己株式の取得及び処分	-	-	18	18	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	△228	0	247	248	889	889
当 期 末 残 高	300	154	5,404	5,558	5,867	5,867

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合		
当 期 首 残 高	△4	10,812	368	11,180
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	-	1	-	1
減 資	-	-	-	-
剰 余 金 の 配 当	-	△321	-	△321
当 期 純 利 益	-	1,210	-	1,210
自己株式の取得及び処分	△1,295	△1,277	-	△1,277
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	△11	△11
当 期 変 動 額 合 計	△1,295	△387	△11	△397
当 期 末 残 高	△1,300	10,425	357	10,782

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しています。

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しています。
移動平均法による原価法を採用しています。

市場価格のない株式等

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

工具、器具及び備品

3～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づき定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

b. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しています。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

投資効果の発現する期間を判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 811 百万円

無形固定資産 4,601 百万円（のれん含む）

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（3）会計方針に関する事項 ③ 非金融資産の減損」をご参照ください。

(2) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 11,966 百万円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない株式は、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、実質価額まで減損処理しています。

財政状態の悪化とは、実質価額が取得価額に比べ、50%以上下落した場合と定義しています。ただし、市場価格のない株式について、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、評価差額を当期の損失として処理しないこととしています。

なお、企業買収において超過収益力等を反映して取得した関係会社株式については、発行会社の財政状態の悪化がないとしても、超過収益力等の減少に伴う実質価額の大幅な低下が将来の期間にわたって続く予想され、超過収益力等が見込めなくなった場合には、実質価額が著しく低下している限り、実質価額まで減損処理しています。

将来の事業計画や市場環境の変化により、その見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、関係会社の実質価額が大幅に下落する可能性があり、回復可能性が十分な根拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理が必要となる可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額	1,057	百万円
(2)関係会社に対する金銭債権・債務		
金銭債権	1,975	百万円
金銭債務	11	百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高		
営業取引	705	百万円
営業取引以外の取引	2,071	百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1)当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数		
普通株式	1,004,379	株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産		
未払事業税	5	百万円
賞与引当金	111	百万円
敷金償却否認額	20	百万円
関係会社株式	188	百万円
投資有価証券評価損	47	百万円
株式報酬費用	45	百万円
税務上の繰越欠損金	215	百万円
その他	51	百万円
繰延税金資産小計	683	百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△215	百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△468	百万円
評価性引当金小計	△683	百万円
繰延税金資産合計	—	百万円
繰延税金資産の純額	—	百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容(注1)	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	(株)LITALICO パートナーズ	(被所有) 直接 100.0	経営管理 役員の兼任 資金の援助	資金の貸付	2,050	関係会社 短期貸付金	2,350
				資金の返済	2,250		

(注) 資金の貸付、借入については市場金利を勘案して決定しています。また、担保の受入はありません。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	300.37円
(2) 1株当たり当期純利益	34.27円

10. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「10. 重要な後発事象に関する注記」に記載した内容と同一です。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

株式会社LITALICO

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丸山 高雄
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 滑川 雅臣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社LITALICOの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社LITALICO及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

株式会社 L I T A L I C O

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 丸 山 高 雄
業 務 執 行 社 員
指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 滑 川 雅 臣
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 L I T A L I C O の 2025年4月1日から2026年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第6期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

当監査等委員会は、会社法第399条の13第1項ロに掲げる事項及び同条項ハに規定する体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、職務の分担等に従い、内部監査室及び内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、必要に応じて重要な決裁書類その他の資料を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査する等の方法により、監査を実施しました。また、子会社については、その取締役又は管理部門等との意思疎通及び情報の交換を図り必要に応じて子会社からの報告を受けました。

② 内部統制システムの構築については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

株式会社LITALICO 監査等委員会
監査等委員 北村 康 央
監査等委員 彌野 泰 弘
監査等委員 小室 淑 恵

(注) 監査等委員北村康央、彌野泰弘、小室淑恵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）2名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了になります。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は、以下のとおりです。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式
1	はせがわ あつみ 長谷川 敦 弥 (1985年2月11日) 再任	2008年5月 株式会社LITALICO（現：株式会社LITALICOパートナーズ）入社 2009年8月 同社 代表取締役社長（現任） 2020年7月 当社 代表取締役社長 2023年4月 当社 代表取締役会長 2025年1月 当社 代表取締役社長（現任）	9,812,500株
2	やすはら たけろう 安原 健 朗 (1988年1月7日) 新任	2011年8月 NPO法人Teach For Japan入職 2013年2月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2013年11月 株式会社LITALICO（現：株式会社LITALICOパートナーズ）入社 2020年10月 同社 執行役員 2021年4月 株式交換により当社へ転籍 当社 執行役員 2026年4月 当社 専務執行役員（現任）	6,300株

(注記)

1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者とした理由等

(1) 長谷川敦弥氏を取締役候補者とした理由

2009年8月より株式会社LITALICO（現：株式会社LITALICOパートナーズ）社の代表取締役として、LITALICOグループ全般を統括し、また、企業価値向上に資する様々な経営課題に取り組んできています。今後も代表取締役社長として強いリーダーシップが期待できると判断しております。そのため、取締役候補者いたしました。

(2) 安原健朗氏を取締役候補者とした理由

当社の新規事業、特にインターネットプラットフォームサービスについて、立ち上げ期より拡大を牽引してきています。学校教育分野への事業展開をはじめ、新規事業開発における豊富な経験と実績から、今後も企業価値向上に向けた強いリーダーシップが期待できると判断しております。そのため、取締役候補者いたしました。

3. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び全ての当社子会社における全ての取締役（監査等委員である取締役を含み、社外取締役を含む。）を被保険者とした、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。

本議案における取締役候補者全員は、選任後当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

<マネジメントリスクプロテクション保険契約の概要>

- (ア) 被保険者の実質的保険料負担割合
当該保険料につき、全額を会社が負担しています。
- (イ) 補填対象となる保険事故の概要
会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等
- (ウ) 主要な免責事項
違法に利益便益を得る行為、故意に基づく法令違反行為等

4. 本議案についての監査等委員会の意見の概要は以下のとおりです。

監査等委員でない取締役の選任等については、その基本的な枠組み・考え方や指名方針のほか、報酬体系の考え方や方針・具体的な報酬額の算定方法等の検討状況を、監査等委員でない取締役から説明を受け質疑応答を行うことにより確認しました。その後、監査等委員会において、公正かつ適切な手続を経ているか等の観点から協議いたしました。

この結果、監査等委員会としては、監査等委員でない取締役候補者について、指名の手続きは適切であり、各取締役候補者は、業務執行状況及び業績、取締役会での発言、これまでの経歴等より、当社の取締役として適任と判断します。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了になります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものです。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ています。

監査等委員である取締役候補者は、以下のとおりです。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有株式
1	きたむら やすお 北村 康 央 (1965年3月8日) 再任/社外取締役 在任年数5年	1988年4月 株式会社日本興業銀行入社 1996年4月 弁護士登録 2001年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2007年10月 北村・平賀法律事務所 パートナー（現任） 2015年3月 東亜合成株式会社 社外監査役 2016年3月 同社 社外取締役（監査等委員） 2018年12月 AIMカテック株式会社 社外監査役 2019年3月 東亜合成株式会社 社外取締役 2019年6月 株式会社ジーテクト 社外監査役（現任） 2020年12月 株式会社LITALICO（現：株式会社LITALICO パートナーズ）社外取締役監査等委員 2021年1月 当社 監査役 2021年4月 当社 社外取締役監査等委員（現任） 2022年6月 当社 監査等委員会委員長（現任） 2023年6月 公益財団法人全日本柔道連盟 監事 （重要な兼職の状況） 北村・平賀法律事務所 パートナー	0株
2	や の やす ひろ 彌野 泰 弘 (1977年1月5日) 再任/社外取締役 在任年数5年	2003年5月 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株 株式会社 入社 2012年1月 株式会社ディー・エヌ・エー 入社 2013年4月 同社 執行役員 2015年4月 株式会社Bloom&Co.代表取締役（現任） 2017年1月 rooftop株式会社代表取締役（現任） 2018年10月 laboratory株式会社代表取締役 2020年4月 株式会社サイバーエージェント・ストラテジー 代表取締役（現任） 2020年12月 株式会社Blossom代表取締役（現任） 2020年12月 株式会社LITALICO（現：株式会社LITALICO パートナーズ）社外取締役監査等委員 2021年4月 当社 社外取締役監査等委員（現任） 2024年4月 Bloom&Co. East, Pte. Ltd. CEO（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社Bloom&Co. 代表取締役 rooftop株式会社 代表取締役 株式会社サイバーエージェント・ストラテジー 代表取締役 株式会社Blossom 代表取締役 Bloom&Co. East, Pte. Ltd. CEO	0株

候補者番号	ふりがな (氏 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する株式
3	こむろ よしえ 小室 淑恵 (1975年4月16日) 再任/社外取締役 在任年数4年	<p>1999年4月 株式会社資生堂 入社 2006年7月 株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役(現任) 2009年11月 金沢工業大学大学院客員教授(現任) 2013年4月 内閣府子ども・子育て会議委員 2014年9月 日本経済再生本部産業競争力会議民間議員 2014年9月 経済産業省 産業構造審議会委員 2015年2月 文部科学省 中央教育審議会委員 2017年6月 株式会社かんば生命保険社外取締役 2019年5月 株式会社オンワードホールディングス社外取締役(現任) 2020年4月 レッドフォックス株式会社社外取締役 2020年11月 ClipLine株式会社社外取締役(現任) 2020年12月 パシフィックコンサルタンツ株式会社社外取締役 2022年6月 当社 社外取締役監査等委員(現任) 2023年1月 日本女子大学評議員(現任) 2023年5月 厚生労働省勤務間インターバル検討委員会委員(現任) 2025年4月 こども家庭庁こども家庭審議会委員(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ワーク・ライフバランス 代表取締役</p>	0株

1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定です。
3. 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待する役割
 - (1) 北村康史氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待する役割につきましては、弁護士及び他社での社外監査役・社外取締役として幅広い見識、豊富な経験を有しており、客観的視点から当社の企業経営全般に対して監督・監査を行える人材であると判断し当該役割を期待するとともに、特に2022年6月以降、当社が様々な経営課題に取り組む中において、当社監査等委員会委員長としての実績を有しています。そのため今回監査等委員である社外取締役候補者とするものです。
 - (2) 彌野泰弘氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待する役割につきましては、企業経営者、経営コンサルタントとしての経験及び企業ブランディング、マーケティングの諸分野における豊富な経験と高い見識を有しており、客観的視点から当社の企業経営全般に対して監督・監査を行える人材であると判断するとともに、当該役割を期待し、今回監査等委員である社外取締役候補者とするものです。
 - (3) 小室淑恵氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待する役割につきましては、企業経営者、コンサルタントとしての経験及び働き方改革、多様性を活かした組織開発の分野における豊富な経験と高い見識を有しており、客観的視点から当社の企業経営全般に対して監督・監査を行える人材であると判断するとともに、当該役割を期待し、今回監査等委員である社外取締役候補者とするものです。なお、小室淑恵氏の戸籍上の氏名は、石川淑恵です。
4. 責任限定契約について
当社と再任にかかる各候補者との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としています。各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。
5. 独立性に関する補足情報は以下のとおりです。
 - (1) 北村康史氏が業務執行者を務める北村・平賀法律事務所及び彌野泰弘氏が代表取締役を務める株式会社Bloom&Co.等と、当社との取引実績は、当連結会計年度においてはありません。
 - (2) 小室淑恵氏が代表取締役を務める株式会社ワーク・ライフバランスと、当社との最近連結会計年度における取引実績は、当社連結決算における費用総額の1%未満であり、同社の売上高の10%未満となります。
6. その他、第1号議案 3. 役員等賠償責任保険契約に関する事項 をご参照ください。

株主総会会場ご案内図

東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
中目黒GTタワー16階
※株主様受付である16階へお越しく下さい。

電話 (03)-6864-0793



交通：東京メトロ日比谷線・東急東横線
「中目黒駅」東口より徒歩1分

○駐車場のご用意はしていませんのでご了承くださいませ
ようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。